

総合評価落札方式提出書類の 一部事前受付方法について

令和6年8月

留萌開発建設部
技術管理課

事前受付の目的

- ◆入札手続きごとに変動しない項目の申請書及び確認資料について事前受付を行い入札手続きの簡素化を図ります。
 - ◆これにより工事発注の集中が予想される時期に、一般競争入札(総合評価落札方式)の入札参加者及び発注者双方の入札手続きの負担軽減が図られます。
- ※従来通りの工事毎の申請受付も行います。

事前受付の対象項目

◆企業

- ①同種工事の施工実績(様式2-1)
- ②近隣地域内(留萌開発建設部管内)での施工実績(様式2-2)
- ③NETIS及び有用な新技術の活用(様式2-3)
- ④維持工事の施工実績(様式2-6)
- ⑤ICT施工技術の活用
- ⑥登録基幹技能者等の活用(様式3-3)
- ⑦当該工事での留意事項等(様式4)
- ⑧災害活動の実態等(様式8)

※網掛けの項目が
事前申請の対象となります。

- 【導入メリット】
- 入札手続き時における申請書類の削減
 - 誤りがあっても修正・指導できるなどの効果が期待できます。

(別記様式2-6 (一般土木・道路、舗装))

維持工事の施工実績

番号	工事名称	施工場所	契約金額 (千円)	工期		会社名又は 共同企業体名 JV(出資比率 %)
				平成 年 月 日	平成 年 月 日	

事前受付対象箇所

注1) 令和5年度以前の工事を対象とし、連続した5年以上の実績がある場合には、連続した5年分を記載すること。

事前受付対象箇所

《1ページ目》

(別記様式8)

(様式A4)

災害活動の実態等

会社名: ○○○○

○災害緊急活動の実績(※1)

活動の名称	
活動年月日(着手日など)	
災害対応の要請者(管理者)	
災害活動の対象となった施設名称	
災害活動の概要	
表彰・感謝状・礼状の有無	
表彰等の受賞年月日	

※1) 令和3年度から公告開始日までの期間を対象とし、留萌開発建設部管内での実績とする。

なお、評価の対象は、国、地方自治体又は公共施設の管理団体が所有又は管理している施設又は場所に関する活動(出動待機、巡回、災害対策用機械の運搬など直接的に現地の災害活動を行わないものは対象外)とする。なお、公共施設の管理団体とは、地方公共団体の指定管理者制度に基づく者、港湾管理者、漁業協同組合、NEXCO等とする。また、国、地方自治体又は公共施設の管理者から要請のない活動については、表彰・感謝状・礼状により確認できるものに限り評価する。実績を確認するため、活動実績が確認できる資料若しくは表彰状、感謝状又は礼状を添付すること。

○防災活動の実績(※2)

防災活動の名称	
防災活動年月日	
防災活動先	
防災活動の概要	

※2) 令和3年度から公告開始日までの期間を対象とし、留萌開発建設部管内での実績とする。

なお、評価の対象は、国、地方自治体等を含めた防災訓練の実施や協力、催事等での防災に関する広報活動とする。実績を確認するため、参加証明書や活動の実施状況(実施年月日を含む)が確認できる写真等を添付すること。

《2ページ目》

(別記様式8)

(様式A4)

○支援体制(※3)

・倉庫または土地所有地

災害時に利用可能な施設	
施設の場所(住所)	
施設の所有者	
施設の概要	

・資機材の保有

建設機械・資材名	規格	台数・数量	保管場所

※3) 評価の対象について、本店、支店及び営業所の社屋を除き、災害活動時の資機材の保管が可能な倉庫や土地の保有又は、災害対応時に利用可能な資機材を常時保有しているもの(災害活動時にリースするものは対象外)を対象とする。保有状況を確認できる施設等の図面や写真等を添付すること。

○災害協定の締結

災害協定の締結の有無	次に該当する番号を○で囲むこと。 1 国(北海道開発局)と締結あり 2 地方公共団体(北海道又は管内市町村)と締結あり 3 締結なし
------------	---

注1)JVの場合は、構成員毎に作成すること。

注2) 確認できる資料の写しを添付すること。

事前受付方法

◆対象工事

令和6年8月1日～令和7年7月31日公告の工事

◆対象企業

- ・留萌開発建設部管内に、建設業法に基づいて工事を施工するために必要な建設業許可を受けた本店・支店・営業所が所在すること。
- ・北海道開発局における一般競争参加資格の決定を受けていること。

◆受付期間

- ・令和6年8月1日(木)～（閉庁日を除く）
- ・受付時間は、9時00分～17時00分まで
- ・変更する内容がある場合は、随時変更申請可能

◆提出方法

- ・電子メールにて「事前受付専用メールボックス」宛てに事前受付専用様式及び添付資料を提出（送付容量上限は20MB）
（事前受付専用メールボックス：hkd-rm-sogohyokajizen@gxb.mlit.go.jp）
- ・書面の郵送による受付も可 留萌市寿町1丁目68番地 留萌開発建設部 技術管理課
- ・問い合わせ先：技術管理課 技術審査スタッフ（小野）
（電話番号：0164-42-2312 受付時間：9時00分～16時30分）
契約課 専門調査官（池田）
（電話番号：0164-42-2367 受付時間：9時00分～16時30分）

※事前受付専用様式(事前受付票)は留萌開発建設部ホームページに掲載

事前受付後の取り扱い方法

◆事前審査結果の通知

- ・事前審査結果については、審査後に順次、提出企業に「事前受付票」を送付。
- ・有効期限は令和7年7月31日公告分までとなるので、ご注意ください。

事前受付票のイメージ（両面）

令和6年度 総合評価落札方式 事前受付票

会社名

所在地 本店・支店・営業所区分

1. 競争参加資格の有無

一般土木	建築	舗装	舗装上巻	コンクリート	しゅんせつ	機械装置	管
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
電気	塗装	造園	防水加工	さく井	グラウト	維持	

2. 過去2年度の北海道開発局長等優良工事表彰及び当該年度の工事成績優秀企業の有無

道庁	河川	港湾・漁港	農業	畜産	電気	機械
北海道開発局長表彰						
道庁表彰						
道庁表彰						

※表彰状等の添付資料は不要です。
※道庁・総合表彰は過去2年度とし、令和5・6年度を指す。工事成績優秀企業認定は当該年度とし、令和6年度を指す。

3. 国土交通省インフラDX大賞及び当該年度の北海道開発局I-Con奨励賞の有無

道庁	河川	港湾・漁港	農業	畜産	電気	機械
国土交通省インフラDX大賞						
道庁表彰						
道庁表彰						

※国土交通省インフラDX大賞は受賞決定日の翌月1日から2年間を評価の対象とする。
※北海道開発局I-Con奨励賞の過去1年度とは、令和6年度を指す。

4. 過去2年度の港湾整備関係事業優良職員表彰の有無

森林水産大臣又は水産庁長官表彰

※表彰状等の添付資料は不要です。
※過去2年度とは、令和5・6年度を指す。

5. 維持工事の施工実績（一般土木・道路、舗装、舗装工事の施工実績が連続5年以上ある）

工事名	工事	施工場所

※工事業績については、別記様式2-6に記帳し、COBINSの写しと共に提出すること。
※令和5年度以前の工事を対象とし、連続した5年以上の実績がある場合には、連続した5年分を記帳すること。

6. 災害活動の実態及び災害協定について

①災害活動の実態等

活動等の有無	種別	表彰・活動年度
災害対応活動の実績		
防災活動の実績		
支援(体制)		

※表彰・活動年度においては期間等で確認できる最高の活動年度を選択する。
※別記様式8と併記できる書類(感謝状・新聞・地区・写真等)の写しを提出すること。

②災害協定の締結

協定の有無	協定締結(誓約)年月日
<input type="checkbox"/>	

※別記様式8と併記できる書類の写しを提出すること。
※北海道庁を相手とする場合は道庁建設部(事務所含む)又は地方公共団体との災害協定の締結を対象とし、協定の締結は道庁建設部内とする。
※北海道庁と協定については、協定の写しと活動範囲が道庁建設部管内にあることの証明資料を提出すること。また、団体内で協定を締結している場合には、団体がその団体の構成員であることが確認できるとして提出すること。
ただし、道庁建設協会による証明の場合には証明書の写しだけでよい。

受付

受理期限：令和7年7月31日公告分まで

技術審査資料提出時

事前受付票を提出することにより、
下記の書類の提出は不要！！



◆企業

- ④維持工事の施工実績（様式2-6）
- ⑧災害活動の実態等（様式8）

令和6年度 総合評価落札方式 事前受付票

黄色のセルは直接入力します

水色のセルはプルダウンリストが表示されます

持っている競争参加資格を選択してください

企業の表彰については該当する項目を選択してください

実績等で該当する内容について選択してください。

協定の有無については開発局、自治体、なしが選択できます

審査後、受付印を押印した受付票を返送いたします。
有効期限は令和7年7月31日公告の工事までとなります。

5. 維持工事の施工実績(一般土木・道路、舗装)

維持工事の施工実績が連続5年以上ある		有
工事名	工期	
一般国道〇〇号 〇〇町 道路維持除雪外一連工事	R5.4.1~R6.3.31	
一般国道〇〇号 〇〇町 道路維持除雪外一連工事	R4.4.1~R5.3.31	〇〇町・〇〇町
一般国道〇〇号 〇〇町 道路維持除雪外一連工事	R3.4.1~R4.3.31	〇〇町・〇〇町
一般国道〇〇号 〇〇町 道路維持除雪外一連工事	R2.4.1~R3.3.31	〇〇町・〇〇町
一般国道〇〇号 〇〇町 道路維持除雪外一連工事	H31.4.1~R2.3.31	〇〇町・〇〇町

※工事実績については、別記様式2-6に記載し、GORINSの写しと共に提出すること。
※令和5年度以前の工事を対象とし、連続した5年以上の実績がある場合には、連続した実績を記載すること。

6. 災害活動の実態及び災害協定について

①災害活動の実態等

	活動等の有無	種別	表彰/活動
災害緊急活動の実績	有	災害	R4
防災活動の実績	有	防災広報活動	R5
支援体制	有	倉庫・土地保有	

※表彰・活動年度においては新聞等で確認できる最新の活動年度を選択すること。
※別記様式8と確認できる書類(感謝状・新聞・地図や写真等)の写しを提出すること。

②災害協定の締結

協定の有無	協定締結(証明)年月日
開発局との災害協定が締結されている	令和6年4月1日

※別記様式8と確認できる書類の写しを提出すること。
※北海道開発局もしくは留萌開発建設部(事務所含む)又は地方公共団体との協定を対とし、協定の範囲は留萌開発建設部管内とする。
※北海道開発局との協定については、協定書の写しと活動範囲が留萌開発建設部管内であることの証明資料、および人員・資機材等が留萌開発建設部管内にあることの証明資料を提出すること。また、団体が協定を締結している場合には、本社がその団体の構成員であることが確認できるリストを提出すること。
ただし、留萌建設業協会による証明の場合には証明書の写しだけでよい。

1. 競争参加資格の有無

一般土木	建築	舗装	鋼橋上部	PSコンクリート	しゅんせつ	機械装置	管
B	-	有	有	-	有	-	-
電気	塗装	造園	防水加工	さく井	グラウト	維持	
B	有	-	-	-	有	有	

2. 過去2年度の北海道開発局長等優良工事表彰及び当該年度の工事成績優秀企業の有無

	道路	河川	港湾・漁港	農業	営繕	電気	機械
北海道開発局長表彰 R5(舗装)	-	-	R5	-	-	-	-
留萌開発建設部長表彰	-	-	-	-	-	-	-
工事成績優秀企業認定	-	-	-	有	-	-	-

※表彰状等の添付資料は不要です。
※局長・部長表彰は過去2年度とし、令和5・6年度を指す。工事成績優秀企業認定は、令和6年度を指す。

3. 国土交通省インフラDX大賞及び当該年度の北海道開発局i-Con奨励賞の有無

	道路	河川	港湾・漁港	農業	営繕	電気	機械
国土交通省インフラDX大賞(大賞)	R6	-	-	-	-	-	-
国土交通省インフラDX大賞(優秀賞)	-	-	-	-	-	-	-
北海道開発局i-Con奨励賞	-	R6	-	-	-	-	-

※国土交通省インフラDX大賞は受賞決定日の翌月1日から2年間を評価の対象とする。
※北海道開発局i-Con奨励賞の過去1年度とは、令和6年度を指す。

4. 過去2年度の漁港漁場関係事業優良請負者表彰の有無

農林水産大臣又は水産庁長官表彰	
	-

※表彰状等の添付資料は不要です。
※過去2年度とは、令和5・6年度を指す。

受付

有効期限 令和7年7月31日公告分まで

返送された(受付印押印済み)様式の写しを、対象期間公告工事の技術資料に添付することで、別記様式2-6(維持工事の施工実績)、別記様式8(災害活動の実態等)の提出が不要となります。

別記様式2-6(維持工事の施工実績)

年間維持除雪工事、年間舗装維持工事の施工実績を示す様式である。
 年間維持除雪又は舗装維持における施工実績が、連続して5年以上ある場合には実績を記入し、証明資料(CORINSの写し)を添付する。

(別記様式2-6 (一般土木・道路、舗装))

維持工事の施工実績

番号	工事名称	施工場所	契約金額 (千円)	工期		会社名又は 共同企業体名 JV(出資比率 %)
				平成 年 月 日	平成 年 月 日	

注1) 令和5年度以前の工事を対象とし、連続した5年以上の実績がある場合には、連続した5年分を記載すること。

別記様式8(災害活動の実態等)1ページ目

災害緊急活動の実績、防災活動の実績、支援体制及び災害協定の締結を示す様式である。
過去3年度以降申請時点までにおける留萌開発建設部管内での活動実績等を記入し、証明資料を添付する。

(別記様式8)

災害活動の実態等

(様式A4)

① 会社名: ○○○○

① 会社名を記入する。

○災害緊急活動の実績(※1) ②

活動の名称	
活動年月日(着手日など)	
災害対応の要請者(管理者)	
災害活動の対象となった施設名称	
災害活動の概要	
表彰・感謝状・礼状の有無	
表彰等の受賞年月日	

※1) 令和3年度から公告開始日までの期間を対象とし、留萌開発建設部管内において、国、地方公共団体又は公共施設の管理団体が所有する施設等又は場所に関する活動(出動待機、巡回、災害対策用機械の運搬など直接的に現地の災害活動を行わないものは対象外)とする。なお、公共施設の管理団体とは、地方公共団体の指定管理者制度に基づく者、港湾管理者、漁業協同組合、NEXCO等とする。また、国、地方自治体又は公共施設の管理者から要請のない活動については、表彰・感謝状・礼状により確認できるもの限り評価する。実績を確認するため、活動実績が確認できる資料若しくは表彰状、感謝状又は礼状を添付すること。

② 証明書類から必要事項を記入する。
(活動の証明書類を添付する。)

災害緊急活動の概要がわかる資料

契約書

表彰状
感謝状

新聞記事
広報記事

○防災活動の実績(※2) ③

防災活動の名称	
防災活動年月日	
防災活動先	
防災活動の概要	

※2) 令和3年度から公告開始日までの期間を対象とし、留萌開発建設部管内において、国、地方自治体等を含めた防災訓練の実施や協力の広報活動とする。実績を確認するため、参加証明書や活動の実態が確認できる写真等を添付すること。

③ 証明書類から必要事項を記入する。
(活動の証明書類を添付する。)

防災活動の概要がわかる資料

表彰状
感謝状

新聞記事
広報記事

写真
活動証明書等

《災害緊急活動の実績》

- ・過去3年度以降から公告開始日時点において、国、地方公共団体又は公共施設の管理団体(地方公共団体の指定管理者制度に基づく者、港湾管理者、漁業協同組合、NEXCO等)の要請による留萌開発建設部管内での災害緊急活動(出動待機、巡回、災害対策用機械の運搬など直接的に現地の災害活動を行わないものは対象外)を対象とし、表彰状・感謝状・礼状又は実際の要請(活動記録)が確認できる活動証明書(通信記録を含む)があるものに限る。なお、活動証明書には報告書形式のものに加え、企業が作成した電話記録メモ等も可とするが、日時、依頼先、要請内容及び活動内容が詳細に記載されたものに限る。(ただし、管外の災害緊急活動であっても、留萌開発建設部からの要請による場合には対象とする。)また、国、地方自治体又は公共施設の管理者から要請のない活動については、表彰・感謝状・礼状により確認できるものに限る。
- ・維持除雪工事等の本来の工事区間内で、受注者として実施する災害対応については、災害緊急活動実績の対象としない。(ただし、留萌開発建設部長から感謝状等を授与されている場合は対象とする。)

《防災活動の実績》

- ・過去3年度以降から公告開始日時点において留萌開発建設部管内で行った、国、地方公共団体を含めた防災訓練の実施や協力、催事等での防災に関する広報活動を対象とする。(新聞・活動証明書等の確認出来る資料を添付する。)

(別記様式8) (様式A4)

○支援体制(※3) ④

・倉庫または土地所有地

災害時に利用可能な施設	
施設の場所(住所)	
施設の所有者	
施設の概要	

・資機材の保有

建設機械・資材名	規格	台数・数量	保管場所

※3) 評価の対象について、本店、支店及び営業所の社屋を除き、災害活動時の資機材の保管が可能な倉庫や土地の保有又は、災害対応時に利用可能な資機材を常時保有しているもの(災害活動時にリースするものは対象外)を対象とする。保有状況を確認できる施設等の図面や写真等を添付すること。

○災害協定の締結 ⑤

災害協定の締結の有無	次に該当する番号を○で囲むこと。
	1 国(北海道開発局)と締結あり
	2 地方公共団体(北海道又は管内市町村)と締結あり
	3 締結なし

注1)JVの場合は、構成員毎に作成すること。
注2) 確認できる資料の写しを添付すること。

④ 証明書類から必要事項を記入する。
(地域貢献活動の証明書類を添付する。)

支援体制の状況がわかる資料

契約書

※売買、
賃貸借

地図

写真

登記簿

納品書

《支援体制》

・留萌開発建設部管内に災害活動時の資機材の保管が可能な倉庫や土地の保有(本店、支店及び営業所の社屋を除く)又は、災害対応時に利用可能な資機材を常時保有(災害活動時にリースするものは対象外)していることを対象とする。(倉庫や土地の保有状況の確認資料は地図や写真など、場所や状況が判る資料を添付すること。)

(注)⑤災害協定の締結において、北海道開発局との締結が評価されている場合、「災害対応時に利用可能な資機材を常時保有」は、災害協定の加点条件と重複するため評価の対象としない。

⑤ 該当する番号に
○をする。

・協定書(写)(活動範囲は留萌開発建設部管内)、証明書(令和6年4月1日以降)、企業名が確認できるリストを提出すること。

※申請資料は記載内容が確認できるものを提出する。
(文字がつぶれて読めないものは不可)

※申請内容に変更があった場合には速やかに修正版を提出すること。